

---

令和5年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

令和5年3月6日 (月曜日)

---

**議事日程 (第2号)**

令和5年3月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第3号 令和4年度築上町一般会計補正予算 (第11号) について
- 日程第2 議案第4号 令和5年度築上町一般会計予算について
- 日程第3 議案第5号 令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第6号 令和5年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第7号 令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第8号 令和5年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第9号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第8 議案第10号 令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第9 議案第11号 令和5年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第12号 令和5年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第13号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 築上町職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第18号 築上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 築上町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議案第23号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第24号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第25号 築上町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第26号 築上町手話言語条例の制定について
- 日程第25 議案第27号 築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第28号 築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第29号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第32号 築上町教育委員会教育長の任命について
- 日程第31 議案第33号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第32 議案第34号 町道路線の変更について
- 日程第33 議案第35号 権利の放棄について
- 日程第34 議案第36号 築上町教育委員会委員の任命について
- (追加分)
- 日程第35 議案第37号 工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について
- 日程第36 議案第38号 基本協定の締結に係る議決内容の一部変更について
- 日程第37 発議第7号 築上町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 令和4年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第2 議案第4号 令和5年度築上町一般会計予算について
- 日程第3 議案第5号 令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第6号 令和5年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第7号 令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第8号 令和5年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第9号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第8 議案第10号 令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第9 議案第11号 令和5年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第12号 令和5年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第13号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 築上町職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第18号 築上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 築上町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第24号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第25号 築上町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第26号 築上町手話言語条例の制定について
- 日程第25 議案第27号 築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第28号 築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第29号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 日程第29 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
日程第30 議案第32号 築上町教育委員会教育長の任命について  
日程第31 議案第33号 築上町公平委員会委員の選任について  
日程第32 議案第34号 町道路線の変更について  
日程第33 議案第35号 権利の放棄について  
日程第34 議案第36号 築上町教育委員会委員の任命について  
(追加分)  
日程第35 議案第37号 工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について  
日程第36 議案第38号 基本協定の締結に係る議決内容の一部変更について  
日程第37 発議第7号 築上町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

---

出席議員 (13名)

1番	江本 守君	2番	吉原 秀樹君
3番	北代 恵君	4番	宗 晶子君
5番	丸山 年弘君	6番	池永 巖君
8番	工藤 久司君	9番	武道 修司君
10番	池亀 豊君	11番	田村 兼光君
12番	信田 博見君	13番	田原 宗憲君
14番	塩田 文男君		

---

欠席議員 (1名)

7番 鞆野 希昭君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長	西田 哲幸君	次長	横内 秀樹君
書記	小野 聖佳君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君  
教育長 …………… 久保ひろみ君

会計管理者兼会計課長	……………	石井	紫君
総務課長	……………	椎野	満博君
まちづくり振興課長	…	桑野	智君
税務課長	……………	田村	貴志君
保険福祉課長	……………	種子	祐彦君
建設課長	……………	神崎	秀一君
上下水道課長	……………	福田	記久君
学校教育課長	……………	鍛冶	孝広君
農業委員会事務局長	…	北代	幸介君
企画財政課長	……………	元島	信一君
人権課長	……………	樽本	知也君
子育て・健康支援課長	…	吉川	千保君
産業課長	……………	古市	照雄君
都市政策課長	……………	首藤	裕幸君
住民生活課長	……………	武道	博君
生涯学習課長	……………	尾座本	三雄君
監査委員事務局長	……	脇山	千賀子君

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

新川町長より、議案第13号、議案第14号、議案第21号の提案理由について、再度説明をしたいとの申出がありましたので、この発言を許可いたします。新川町長。

○町長（新川 久三君） ただいま議長が申されたとおり、初日の日に説明いたしましたけれど、ちょっと内容の違うところもございましたので、若干修正をしながら、再度提案をさせていただきます。

議案第13号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例案は、国家公務員特別職に準じて本町特別職期末手当支給率の改定を行うものであります。

国家公務員特別職は、国家公務員一般職に準じて期末手当の増減を行っていますが、本町は町制施行以来減額改定については実施し、増額改定の実施は見送っておりました。

今回、国家公務員特別職との支給率格差是正のため、築上町特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第14号築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、本町特別職の期末手当支給率を国家公務員に準じて改定することに伴い、本町議会議員の期末手当支給率を改定するため、築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第21号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定にある条例で定める事務について、公費医療費に関する事務手続の内容を追加するため、築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

以上、訂正いたします。

○議長（**武道 修司君**） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

---

### **日程第1. 議案第3号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第1、議案第3号令和4年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） 議案第3号について質問させていただきます。

まず、減額があっている減額理由の説明と、事業の現在の状況の説明を伺いたいものが3点ございます。

まず、1点目が、11ページ、2款1項6目12節委託料、駅舎維持管理業務委託料382万8,000円の減額です。この減額理由と事業の状況の説明をお願いします。

2点目が、14ページ、こちらが4款1項4目18節老朽危険空き家除去費補助金、こちらも260万5,000円の減額の理由と今年度の実績の御説明をお願いします。

また、16ページ、6款1項3目18節、こちらは新規就農・経営継承総合支援事業の給付金ということで、こちらは800万円とかなり高額の減額になっておりますが、この減額の理由と事業の状況の御説明をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） これはあれじゃないか、所管やないか。2番目のやつは所管やないかね。（発言する者あり）2番目のほうは所管なんで、委員会のほうでお願いしていいですか。ここで答えが要るんであれば、もうここで指名しますけど、委員会でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

1番目と3番目の回答をお願いいたします。担当から、桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

質問のありました駅舎維持管理業務委託料、こちらは椎田駅と築城駅の清掃等の業務委託をしたものです。

減額理由としては、調整が昨年3月末ぐらいまでかかりましたので、当初予算を多めに計上しておりました。実際のところは、217万2,000円の執行となっております。余った分を減額ということでさせていただいております。

事業状況につきましては、椎田駅と築城、1日4時間の清掃をしております。朝と夕方、時間を交代しながら月曜日から土曜日まで清掃、あと、簡単な案内とかそういったところをしているところです。利用者の方からは、「掃除が行き届いてきれいですね」という声をかけられたということも聞いております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

減額理由ですけれども、新規就農・経営継承総合支援事業給付金ということで、こちら県事業になります。新規の就農者に対して給付金を交付するもので、現在5名の継続者がいます。

今年度、4年度につきましては、新規の就農者、該当者がゼロということで、今回、減額で800万を計上しております。

また、先ほど言いました継続の5名については、給付を5年間給付するということになっておりますので、現在も給付しているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにもございせんか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ページが20ページ、21ページ、教育費の2目22節国返還・返納金86万3,000円、それと、21ページの学校建設費の中の工事請負費が5,600万、解体費が1,300万ほど減額になっておりますが、非常に大きな金額なので、どういう状況でこれだけ減額をしたのか、また返還金に関して、どうして返還しなければいけなかったのかの説明をお願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

10款1項2目22節償還金86万3,000円についての御質問でございますが、これにつきましては、令和3年度に実施をいたしました八津田小学校信号機移設工事の不適切な実績報告処理による防衛省への再編関連訓練移転等交付金の一部返還金を計上させていただいているというところでございます。

それから、10款2項4目工事請負費でございます。

まず、解体撤去工事1,300万円の減額でございますが、これは、八津田小学校の旧校舎解体工事に伴う入札残を減額補正するというものでございます。

その下の工事請負費5,600万円の減額でございますが、これは、八津田小学校の旧校舎解体後の外構工事、具体的には駐車場整備ということで予定をしておりましたが、予定では、隣接する町道の改良工事の完了後に実施をするという予定でございましたが、町道改良工事のほうが少し工期が延びて、年度内に完了が難しいということで、翌年度に実施を延期したため減額補正をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ということは、いまだに外構工事は行われていないということで、たしか通ったら、まだ何かやっている雰囲気ではなかったと思うんですが、これを翌年度に回す、今年度にまた予算を振り替えて回すということが、一般会計予算の中に載っていましたが、それって可能なことなんでしょうか。要するに、工期が延びて駄目でしたと、この分を減額しましたと、また今年度の予算で上げていくということが、現実可能なのか。可能なんだろうけど、いつ頃までに完成をしてやっていくのか、その点も含めて再度説明をお願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

翌年度に実施を延期をしたということで、予算の減額補正と、議員御指摘のとおり、翌年度に新たに工事費を計上させていただいているというところでございます。

現在の予定では、この工事につきましては、防衛省の再編関連訓練移転等交付金を活用して実施をするという予定にしております。例年5月以降、交付決定等の事務処理が発生してきますので、速やかにその事務処理を行いまして、早期着手に努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ということは、防衛省のほうと、九州防衛施設局ですか、きちっとした説明というか、そういうことの意味を知られていると思っていいいわけですか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

その辺については、九州防衛局のほうと事前に協議は行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございませんか。宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 議案、4ページになります。

繰越明許補正3件上がっておりますが、私がお尋ねできるのは、下の農林水産業費と土木費だけなんですけれども、こちらの繰越理由と、あと、事業の進捗状況等お答えください。

○議長（**武道 修司君**） 古市産業課長。

○産業課長（**古市 照雄君**） 産業課、古市です。

農林水産業費の鳥獣被害防止総合対策事業の繰越金1,480万1,000円については、こちらの鳥獣被害対策のワイヤーメッシュの設置事業です。今現在、町内で鳥獣被害がかなり出ております。今回も、補正予算でも計上させてもらっていますワイヤーメッシュの設置事業費となっております。

今年度、予算化、国のほうと協議して、国のほうが対応できるということでしたので、今年度着手をしようと試みたんですけども、着手には至らず、繰越しをして来年度早々に事業着手する予定にしております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 神崎建設課長。

○建設課長（**神崎 秀一君**） 建設課、神崎でございます。

8款3項の河川総務費の河川台帳作成業務委託でございます。繰越理由といたしましては、主に築城地区の河川台帳を整備しておるところでございますが、その一部の河川において、本年度、災害復旧工事がございまして、その完了が繰越予定のため、年度内に完了するのが困難となったものでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） よく分かりました。

ワイヤーメッシュのほうなんですけれども、これは、自治会さんにワイヤーをお渡しして、作業していただくということですよ。今年度着手できなかったというのは、相手先が見つからなかったのか、自治会というか、が見つからなかったのか。そして、次年度は、もう相手先、ワイヤーメッシュが必要という自治会があるのかという点について、御回答をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 古市産業課長。

○産業課長（**古市 照雄君**） 産業課、古市です。

この予算につきましては、この3月の補正予算で計上させてもらっております。

内容といたしましては、3地区上がってきております、要望が。本来であれば、5年度事業で着手をすることも可能だったんですけども、5年度着手をしてしまうと、5年度要望すると、年

末ぐらいにかなり遅くの設置になりますので、今回については、これ国の事業になりますので、国と協議をして、年度初め、5年度早々に事業をしたいということで話をすると対応可能ですということでしたので、今回、繰越し、3月補正予算計上させてもらいまして、繰越しをして、すぐ5年度になったらすぐ着手ということで考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 課長、お気づきでないと思うけど、最初、「5年度着手が難しい」っておっしゃったけど、それ難しいのは4年度着手のことですよね。4年度着手が今年度中にできない、4年度中にできないので、5年度にするということですね。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。ただいま議題となっています議案第3号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

---

## 日程第2. 議案第4号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第4号令和5年度築上町一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 議案第4号について御質問させていただきます。

まず、64ページの2款2項2目12節、ちょっとこれ教えていただきたいんですが、納付書等ブッキング封入作業委託料というのは、どういった作業のことをおっしゃるんですか。

112万円ほど計上されていますが、この委託の作業の内容を教えてください。

それと、53ページからの2款1項6目移住・定住促進事業に係る費用の款項目の内訳を教えてください。

それと、先ほど議案第3号で御質問させていただいた116ページ、6款1項3目18節の新規就農の昨年の実績、令和4年度の実績ゼロということで、800万円の減額が入っていたんですが、令和5年度の当初予算にも825万円計上ということで、この内訳の御予定をお伺いしたいのと、これほどの予算を取るということは、新規就農の支援の取組というのはどのように行われていくのか。

あと、以前、一般質問でも伺ったんですが、農福連携の取組をされているということでお伺いしております。そういった取組が新規就農につながるかと思いますので、その取組の現状も教えてください。

以上です。

○議長（武道 修司君） 誰が答える。田村税務課長。

○税務課長（田村 貴志君） 税務課、田村でございます。

ブッキング作業の分ですが、当初、納付書を発送しているときに、印刷した分を業者に委託して、納税義務者ごとにまとめて、そして、封入してもらう業務委託となっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

53ページのところの移住・定住のあれでよかったでしょうか。移住・定住の施策ということですか。

54ページに印刷製本費を上げております。上から2段目のところなんですけど、これにつきましては、空き家バンクのチラシ、そちらのほうの準備をしていく予定にしております。

まちづくり振興課からは以上です。

○議長（武道 修司君） いいの。古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

先ほど言われました新規就農・経営継承総合支援の事業につきましては、今年度も新規就農の状況を鑑みて、新規就農者をどうにかして継承していきたいということで、就農してもらいたいということで、今回、予算化をして、予算要求しております。

内容については、今回5名の新規就農者、そして、継続農業者の支援を行う予定にしております。

あわせて、先ほど、もう一つの農福連携については、今現在、今年度からの取組で農福連携事業を行っております。町内にはA型、B型の就労施設がありまして、今回の農福連携についてはB型、A型については、既に農業を個別で契約をしているところもあります。B型については、今回、取組の中で軽作業、簡単な作業を実施しております。

内容については、白ネギのカットを、今、B型施設3施設が受注をして、一緒に農家と福祉、農福連携の事業を行っております。

なお、こちらについては、安定的に白ネギも年度を通してあるわけではありませぬので、今後、安定的に農作物の供給ができる体制、そして、農業者の周知、そちらも併せて行う予定にしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

先ほど質問のありました移住・定住策で、ちょっと漏れがありましたので、追加で説明させていただきます。

55ページのところに、空き家改修事業補助金、下のところ。あと、空き家成約奨励金、不動産契約仲介手数料補助金、こちらについては引き続き実施していくようにしております。

また、移住支援事業費補助金200万、これは、県と連携して、県外からの移住について補助するものです。

まちづくり振興課からは以上です。

○議長（武道 修司君） 説明はいいかね。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） すいません、議案資料の11ページ、第4号議案の関連資料の2款1項6目まちづくり振興課の移住・定住対策事業費は、これ836万4,000円っていうふうに書いてあって、款項目、2款1項6目ということしか書いていなくて、節、何節なのかというのは書いていなかったの、御質問させていただいたんですが、これ836万4,000円なんです、今おっしゃっていただいた金額合わせると900万超えるんですけども、印刷製本費の一部が空き家バンクのチラシに充てられるという、そういった考え方でよろしいでしょうか。——分かりました、ありがとうございます。

質問は以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） まず、学校教育費の中の、今回、小学校、中学校が給食費無料ということで予算が上がっておりますが、これ賄い費は見えるんですが、入りの部分が非常に分かりづらくて、どこから出ているのかというのがちょっと分かりづらいので、1つは、25ページの再編関連訓練移転等交付金の中の小学校費4,000万、これから4,000万円は出ているのかなと思うんですが、残りの二千数百万というのが、どこから出ているのかがちょっと分かりづらかったので、その説明をお願いします。

それと、図書館の建設事業費の件と小中一貫校の、まとめてちょっと議案質疑でさせていただきますが、図書館に関しても、先般、基本構想・基本計画を頂きましたが、いろんな人にこの話を持ちかけてすると、もう少し利用する方の意見をしっかり聞いたらどうかとか、特に今後利用すると思われる小学生やら中学生の意見をもう少し反映できているのかという御質問がありましたので、しっかりそのあたりも、その中でこれから事業費としていろんなものが積み上げられてきていると思いますので、その段階でそういうこともしっかりしていただきたい。これは、小中一貫校に関しても図書館にしてもそうですので、これは、予算への質問というよりも、ちょっと一般質問的になりますが、その辺もしっかりやっていただきたいと思います。

それと、もう一点あったな。社協の、社会福祉施設の整備事業の件ですが、ここも椎田の社協

を改修してということで、1,980万ほど上がっておりますが、どの程度の改修を計画しているのかと、そうすると、築城の社協の取扱いというのを今後どう考えていくのかを併せてお願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

今回、公立小中学校の学校給食費の無償化ということで、当初予算のほうに関連経費を計上させていただきます。

歳出のほうでございますが、157ページの10款2項小学校費3目学校給食費10節需用費の賄い材料費、これが4,450万円、これが小学校費分です。

それから、162ページの10款3項中学校費3目学校給食費10節需用費の賄い材料費が2,280万円です。小学校、中学校合計で6,730万円の歳出の計上をさせていただきます。

財源の内訳としては、このうちの約30%、1,932万円、これを防衛省の再編関連訓練移転等交付金を原資として造成をしております学校給食運営基金というのがございます。その基金を取り壊しまして原資とする。残りの約70%については、ふるさと納税を原資としたふるさと応援基金、これを活用するという、今、計画ということになってございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

椎田社会福祉センター・自愛の家の改修予定内容は、今のところ確定ではございませんが、まず、執務室のほうを少し広くする。それと、今、診察室等になっているところを、会議室で利用できるような会議室化を行う。あと、今、多目的トイレが昔の古いやつでございますので、オストメイト等に対応した多目的トイレの設置。あと、授乳室、これは可動式のものにするか、据付けのものになるかというのは、まだ今検討中ではございますが、授乳室の配置。あと、入浴施設が古くなってございますので、省エネ化も考えたところで、入浴施設の更新及び空調機器の更新を考えております。

築城社会福祉センターについては、今後、施設を整備総合計画にものをもって、今後の利用を検討していきたいと考えております。

保険福祉課からは以上でございます。

○議長（武道 修司君） 尾座本生涯学習課長。

○生涯学習課長（尾座本三雄君） 生涯学習課、尾座本でございます。

すいません、図書館の関係について御質問を頂きました。基本構想・基本計画は、一旦は出来

上がったということで、こちらを基に、今、実施設計、基本設計のほうに取り組んでいるところでございます。

こちらのほう、住民の御意見ということで、年をまたいで住民の方にアンケートを実施しております。一般の方につきましては約95件、小中学校にもちょっと質問の内容は変わりますけれども、若干図書館に関してのアンケートを実施しております。こちらのほう、小学校で447件、中学校で290件ほどの回答を得ております。

こういった御意見につきましては、今後、基本設計の中に反映していきながら、図書館の建設のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 図書館に関しては、ぜひ、そういう皆さんの意見を入れながら、やはり活力あるというか、そこが一つの核となるような施設をぜひ計画をしていただきたいと思えます。

町長、給食費の無料化に関してですが、従来、いろいろな議員さんもしかり、私もそうですが、これ無料化に検討したらどうかという質問の中で、財源が厳しいというような意見で、今まで実施できなかった。ただ、今回、今年はコロナ関係とか物価高騰を解消しようということで、国のほうから予算を頂いて無料にできたという現実があります。

来年度、町長、心配なのが、できても再来年ずっとそれを維持していくために、なかなかこの今の予算を見る限りでは、財源が非常に厳しいような気がするんです。

ということは、今回も、先ほど課長から説明ありましたが、ふるさと納税を利用してということで、結構な数字が上がっていましたが、これもやはりどうなるのか分からないし、基金を取り崩しても、必ずどこかで底をつくようなことが出てきたときに、1年、2年はいいいよ、3年、4年は駄目だよというのが、一番保護者に対しても不安をあおるだけ、一過性のものだという事なので、最後に、給食費無料に関する町長の腹というか、気持ちをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この財源、非常にやっぱり苦慮をしておったところでございますが、基本的には少しずつ方向転換していこうかなと思っております。

というのが、防衛省、築城基地があるということで、米軍再編、米軍の訓練が来る間はこの再編が頂けるものと、それから調整交付金と、これがソフトに使っていいということで、若干少しずつそっちのほうに、ハードから少しハードを減じてこのようなソフトのほうに、子育て、教育というのを非常に重要視していかなければ、少子化というのが止まらないという考え方の中で、

少しでもこの基地関係の予算を、少し防衛省のほうにソフトに使っていいという見解も出てきておるので、この基地がある以上は、基地があるためにこういう学校給食費も無料になったというふうな考え方で、若干この補助金の使い道の見直しをしながら財源確保をしたらどうだろうか、このような、できればふるさと納税も、ただあればこれも利用していけばいいんですけど、ない場合は、このような形で基地関係の予算を充当させてもらおうと、このような考え方で私はおるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） もう3回目ですので。本当に、今、町長が言っている方向転換というのが、いつかの時期に必要だと思うんです。それが、今年、町長が思い切ったことをしていただいたということに関しては、非常に評価できる場所なんですけど、やはり目的があって、結果を求めていくということは非常に大事だと思います。

ですから、これで少子化が止まるのかということに関しては、いささか疑問がありますので、必ず町長、僕は言いますが、その結果を求めていってください。

それともう一点は、医療費の無料化とか、18歳までとかっていうのを先駆けてしているのにもかかわらず、なかなかうちの町に定住・移住、また、出産に関しては、出生数は下がっているというのが現実ですので、やはりもう少しうちのよさをもっともっとアピールするような、そういう施策も今後取っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（武道 修司君） 回答はもういいですか。ほかに。江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 私も、一般質問の中で上げておりますけども、学校給食の無料化についてはもう本当に大賛成で、米軍再編の基金を取り崩し、いろんな方法で町長が進めてくれているので、本当にありがたいというふうに感じております。

ついでに、1月の24日から2泊3日で、沖縄の宜野湾市あるいは北中城村に研修に行って、私、ニュース等で、非常に沖縄の人たちに負担をかけているなという思いはあったけども、実際に研修に行って、いろんなお話を実際に聞いて、いろんなことがあっている。その中であって、その地域には人口が増えているんです。特に、県外から移住してくるケースも増えているということで、もう非常に素晴らしいことだと思います。子育て支援にしても、充実しているし。

私は、実際に行ってみて、うちの町はと。一応一定期間でしょうけども、宮崎の新田原が米軍の一時期の訓練を受け入れておりますけども、ある意味において、私個人は積極的にこういう支援に関わるべきではないかというふうに感じております。

それから、確かにいろんな方法で、いいことばかりやっているけども、移住者が増えないという現実もある。私たちの町の本当に喫緊の課題としては、人口減に歯止めをかけるということで、

一応私、一般質問でマルチワークについてというテーマで、そこでまたちょっと提言したいと思っています。

それからもう一点は、社協が事業をしながらの改造なんですか。それとも、あそこで仕事をしているのに、工事というのはやりにくいんじゃないかと思うけども、その間、一時期築城の社協に移転して、もうフルピッチでもって迅速に工事すべきやないかというふうに感じますが、いかがですか。

○議長（武道 修司君） 江本議員、社協の関係は所管になりますけど、ここで回答が必要であればですけど、どうしますか。

○議員（1番 江本 守君） してくれればありがたい。

○議長（武道 修司君） 委員会でもいいですか。

○議員（1番 江本 守君） いいですよ。

○議長（武道 修司君） なら、先の人口の減少のこの回答はできますか。新川町長。

○町長（新川 久三君） 私も、沖縄の北中城村ですか、ここに参考、非常にここは条件的に恵まれているんです。やはり那覇の周辺という形で、福岡県でいえば福岡周辺に似たようなところで、集中的に人口、施策がやっぱりいいです。

実際、いろんな施策をやっておりますし、一つ歯車を回ればどんどん歯車が回り出したという状況でございますけれども、私どもの町は一つ大きな歯車というのがまだまだないということで、本当は働く場所をつくれれば、これが一番の状況だろうと思っておりますけれども、少しずつ整備をしていきながら、今おる人が、住民、築上町の町民の皆さんが、充足した生活をしていただくちゅうのが、これまず第一で、そして、よそから定住、そして、また新たな出生が、1人の子どもさんしかいない方が、また複数の子どものさんをもうけていただこうと、このような気持ちになっていただきながら、人口を堅持していくという一つの現象という形の中で、学校給食、子どもの18歳までの医療費無料という形でやっておりますけど、まだまだそういう形の中では、町民の皆さんに対しての施策が十分でないというのが分かっておりますし、今後もそういう一つの、住民の皆さんが、町民の皆さんが十分、築上町の住民でよかったと、このような気持ちになっていただけるような施策をどんどん進めてまいらなきゃと、このように考えているところでございまして、学校給食もこの一つの要因だというふうにお考えいただければありがたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） あと、細かい内容については、江本議員、常任委員会のほうでよろしく願いいたします。

ほかに。宗議員。

○議員（４番 宗 晶子君） この件、１８７ページをお願いいたします。

給与費明細書の件です。議員８年目にこういうこと気がついて申し訳ないんですけども、給与明細表の職員手当の内訳というのが、１８０ページの中段にございますよね。区分のところを御覧いただきたいんですけど、扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、とんとんと飛んで選挙手当とあるんですが、超過勤務手当と選挙手当の名称が、地方自治法２０４条と築上町職員の給与に関する条例第２条に、この２つの文言がないんです。代わりに、地方自治法にも給与に関する条例にも、時間外手当っていう文言があるんです。なので、超過勤務手当という表記は、時間外手当の間違いじゃないのかなと思うんです。

それとあと、先ほど申し上げた選挙手当も、同法、同条例にないので、これは、どの条例に基づいて支給されているのかという点についてお尋ねしたいんですが、今、お答えできるでしょうか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

給与明細の手当につきましては、条例等に基づきまして支給しているところでございますけども、選挙手当等、分かりやすく区分して分けてしております。歳出の細目等で区分しておりますので、若干ちょっと条例の分とは細分化されてしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（４番 宗 晶子君） 今すぐ地方自治法と条例確認してくださいって言っても、なかなか難しいでしょうから、よかったら所管課とかでお願いしたいと思いますので、もし条例どおりにするんだったら、修正したほうがいいのかと思うけど、その辺の御見解もまたお伺いできればと思います。（発言する者あり）

待って、先に質問していいです。

○議長（武道 修司君） いい、先に、宗さんから質問を先に。

○議員（４番 宗 晶子君） 先にしていいですか。

○議長（武道 修司君） はい。

○議員（４番 宗 晶子君） ほかの自治体の選挙手当についてちょっと調べてみましたら、選挙事務従事手当支給規則とか、その要綱を定めて支給しているようなんです。なので、私は、その支給根拠が不明なので、こういう要綱はあるほうがいいのかと思うし、根拠不明なものを審議するのは難しいなと思うので、その根拠をしっかりとっていただきたいと思いますが、どうぞ。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 会計年度任用職員というところの項目がございます。あくまでも、これは参考資料ということでございます。

そして、地方自治法の施行規則の中には準則が多々あります。ただし、この準則よりも分かりやすく皆さんに提示したほうがよかろうということで、選挙手当とかこういう形で、若干準則とは違うような様式になっておりますけれども、さらに詳しくこれを準則どおりやったという、準則どおりやってもいいんですけど、これに付け加えてやってもいいと我々は認識しておりますので、そういう形で、従前からこういう形で記載をさせていただいておるということでございます。以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） では、準則というものが存在するんですよね。そしたら、やはりそれ確認させていただきたいと思いますので、資料要求等を出していただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（武道 修司君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いいですか。それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

---

### 日程第3. 議案第5号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第5号令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ないですね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

### 日程第4. 議案第6号

○議長（武道 修司君） 日程第4、議案第6号令和5年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### **日程第5. 議案第7号**

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第7号令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

#### **日程第6. 議案第8号**

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第8号令和5年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### **日程第7. 議案第9号**

○議長（武道 修司君） 日程第7、議案第9号令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### **日程第8. 議案第10号**

○議長（武道 修司君） 日程第8、議案第10号令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

**日程第9. 議案第11号**

○議長（武道 修司君） 日程第9、議案第11号令和5年度築上町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

**日程第10. 議案第12号**

○議長（武道 修司君） 日程第10、議案第12号令和5年度築上町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 2ページの債務負担行為、2,000万ほど上がっております。内容は、築上町下水道事業の全体計画の見直しの策定業務と書いておりますが、この見直し計画の説明を今、各関係課でどのくらい持っているのか、どういう計画なのか、分かればお願いします。

○議長（武道 修司君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。

債務負担行為、第5条の債務負担行為に関してですが、築上町下水道事業全体計画見直し策定業務ということで、国からの補助金をもらっている事業に対し、事業の見直しを令和7年度に行わなければならないので、その見直しの策定業務ということで令和5年度、6年度にかけて椎田公共下水道地区に関しまして、下水道の全体計画をどのようにやっていくかということで、今から検討に入りながら、この策定業務を6年度までに行う予定としております。

現度額については2,000万円を計上しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、厚生分教常任委員会に付託をいたします。

---

### 日程第11. 議案第13号

○議長（武道 修司君） 日程第11、議案第13号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） この条例の中にある第4条第2項中「100分の120を100分の150に改める」と書いてあるんですけど、ちょっと何のことかよく分かりませんので、どんなふうになるのか、幾らから幾らに変わるのかというのをもし分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

条例中の120分の100と150分の100でございますが、現行、年間に2.4月分の支給をしております。これが夏1.2月分と冬が1.2月分という書き方になっております。これが、改定後につきましては3か月分で1.5か月分を2回というような支給に変わるということでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） よく分かりました。

金額でいうとどのくらいになるのでしょうか。3職あると思うんですけど、全部は結構です。町長代表して、町長のでどのくらい変わるのか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

現行でいきますと、町長が年間で約53万円増額ということになっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、これで質疑は終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

### 日程第12. 議案第14号

○議長（武道 修司君） 日程第12、議案第14号築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） これも今と同じ質問で、加算分の金額を分かれば教えてください。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

こちらの条例につきましても、先ほどの特別職と同様な月数の変更になっております。

現行が1.2月分が2回、改定後につきましては1.5月分が2回で、3か月分ということになります。

増額につきましては、議員さんが年間約19万ということになります。議長、副議長は若干それよりも多めということになります。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかに。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 条例の着眼点ということで、議員必携に句読点とか括弧等の使用に誤りはないかということについて見ましたので、議案第14号の要綱の新旧対照表のほうを御覧ください。

こちらが「ただし」の後の点はオーケーなんですけれども、最初の「加算する割合については」の「は」の点と、あと次の「乗じる割合については」の「は」の点です、これがいらぬのではないかと思うのの根拠に、これは対句となっておりまして、原則として対句のときは接続のところにだけ点を打つということが原則になっているようで、議会事務局のほうで法令用語集を確認したかったんですけれどもちょっとなかったんで、買ってください、議長。

よかったら、法令用語集と照らし合わせて、無駄な点等を省いていただきたいと思うんですが、質問です。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 字句の修正とか何とかですね。修正案を出していただければ結構だと思いますけれど、意が通じれば私はそれでいいんじゃないかなと思っておりますので、それは私ども提案を変更する必要はございません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） そんなにむきにならなくてもよろしいんじゃないかと思えます。

気がついた以上指摘をさせていただいて、特に「これは絶対おかしいぞ」でなければ私も申し上げませんが、今後も気をつけていただきたいという意味で、ちょっと今回、またいろいろ、今後もこの後の議案も少しずつ指摘させていただきたいと思えます。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

**日程第13. 議案第15号**

○議長（武道 修司君） 日程第13、議案第15号築上町職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） まず2点です。築上の職員互助会というのは任意団体なんですか。

活動実績とか、規則には事業実績を報告しているみたいなんですけれども、その事業実績等の説明をお願いします。

提案理由が名称変更とだけ書いてあるんですけれども、社団法人が一般社団法人になったということです。だけど、改正内容は互助会の組織員に町長・副町長・教育長も加えられることになっていますよね。そこは提案理由にも書いてほしかったんですが、なぜ町長・副町長・教育長が互助会の組織員になれるのかというのが分からなくて、この法改正と関係あるのかどうか、その点について御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

こちらの築上町互助会につきましては、任意団体ということになっております。

この事業の目的としましては、職員の健康増進、その他福利厚生事業、共済給付等の事業を行っております。

こちらのほうが親団体と申しますか、福岡県の市町村福祉協会というのがありまして、こちらの株組織というか、この事業を行うのが築上町職員互助会となっております。

この福岡県の市町村福祉協会が、公益法人制度改革によりまして社団法人が一般社団法人になったと、これにつきましては平成25年度の変更でございまして、この分についてはついでと申しますか、条例を今回改正するに当たっての変更となっております。

今回の変更の主なものにつきましては、加盟会員の規定がちょっと文言が曖昧でございましたので、従前から町長・副町長・教育長等は会員になっておりますが、そこら辺のところをはっきりさせるために条例の変更をするものでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（４番 宗 晶子君） 前から会員だったんですね。

この互助会の根拠法というか、これは地方公務員法に基づいて置かれていると思うんですけども、特別職というのは地方公務員法には適用しないというふうになっているんですよね——地方公務員法の第４条なんですけれども——なので、私は特別職は地方公務員法の対象じゃないからこの条例の対象にならないんじゃないかと思うんですけども、何かなれるような規定とかがあるんでしょうか。その辺、お分かりになりますか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

こちらにつきましては、共済事業に加盟している職員ということになっておりますので、地方公務員法とは別としまして、特別職の町長・副町長・教育長も会員になっていただいているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（４番 宗 晶子君） その辺も根拠を示していただければありがたいなと思います。資料要求をさせていただきたいと思います。

あと、気になるのが、地方公務員法の適用を受けるのは、会計年度任用職員も入っているはずなんですけれども、会計年度任用職員はこの互助会対象にはならないんでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

こちらにつきましては、上部団体の福岡県市町村福祉協会の規定が「会計年度職員は外す」で、町長・副町長・教育長が入っているということになってございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第１５号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第１４．議案第１６号

○議長（武道 修司君） 日程第１４、議案第１６号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） この条例は休憩時間に関する条例なのですが、今の町の休憩時間の取り方からこの条例ができることによって、その休憩時間の取り方がどのように、取得する方法がどのように変わるのかの御説明をお願いします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

こちらの条例で今回の改正につきまして、現状としましては、今職員は一斉に休憩を付与するということになっております。今、築上町では、お昼の12時から12時45分までを休憩時間としております。しかしながら、働き方の多様化、育児短時間勤務や在宅勤務、コロナ防止の早出・遅出などの勤務に対応するために、休憩時間を45分間一斉に寄与しないで分割して休憩できるというふうな形の改正でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 今までは必ず一斉にということだったんですかね。ちょっと疑問に思ったのが、窓口対応とかある部署もあると思うんですが、12時から12時45分の間にお客様というか、住民の方が来られた場合は、その時間外には今まで休憩を取れていなかったということなんですか。それで、この働き方改革ということで、その窓口対応以外の時間帯も休憩を取得することができるようになったという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

窓口業務等は、取れない場合につきましては休憩の代わりに弾力的に休息という形で、代わりに今取っているところでございます。

今回については、それ以外の育児短時間とか、あとコロナの早出とかいうところで対応するために条例を改正するものでございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 休憩の取り方、働き方改革ですごく大切なことだと思うんですが、やはり12時から12時45分という決まったお時間ではなく、窓口対応などがあるところは、例えば交代で12時から12時45分まで、12時45分から1時半までとかいうふうに交代で取れるような体制を町長、お考えになったほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（武道 修司君） 先にいいですか。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

すみません。今回の改正で、一つ漏れておりまして、先ほどの私の説明漏れておりまして、職場の特殊制というところも入っております。こちらの中に、特殊制で先ほど北代議員が言われた

ような「窓口事務の従事など」というのも項目に入っております。すみません、追加させていただきます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 従前から窓口については弾力的な形で、交代でちょっとやっておると、これを条文化したというのが今回の改正の理由でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 北代議員の質問に続いてなんですけれども、規則が定められていますよね、こちら。「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」というのがございまして、第5条を変更されるんでしょうけれども、変更内容等決まっているんですしたら内容を教えてくださいませんか。

○議長（武道 修司君） 答えられる。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

すみません、規則も現在変更案等を現在検討しております。申し訳ないんですけども、条例の変更、私、資料を今日持ち合わせておりませんので、ただ規則につきましては現在検討中で、これでいくというような案はございますけども、審議内容について変更があればまた変更という形で検討したいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） これから検討ということで、かなりの案は固まってきているということですよ。内容は勤務時間を一斉に与えないこと、健康福祉への影響能率を甚だしく阻害とか、自らの申告もですが、ちょっと複雑な内容もありますので、規則のほうができたら、できたら所管委員会のほうです、私のほうではなく総務産建委員会のほうになると思いますが、提示していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（武道 修司君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16案は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

それでは、ここで一旦休憩といたします。再開は15分でもいい、短いね、20分にしようか、再開は、11時20分からといたします。お疲れさまでした。

午前11時07分休憩

.....  
午前11時20分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....  
**日程第15. 議案第17号**

○議長（武道 修司君） 日程第15、議案第17号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 2点ございます。

1点は、ちょっと品質管理をしっかりしてほしいという点なんですけど、3ページ御覧ください。（1）の2行目というか、行の真ん中辺りなんですけども、新も旧も「職員日曜日」ってちょっと読めちゃうんですね。で、条例の原文を見たら、ちゃんと「職員 日曜日」となっていたんですけども、ちょっとこれ、職員日曜日って読めてしまうので、条例の審議点で用語は易しく分かりやすいかということが書いてありますので、この辺は御注意をお願いしたいと思います。

そしてもう1点目なんですけれども、この改正では短時間勤務が可能な日を週休日以外に決めるという改正内容だと思います。だから、週休日は休んでくださいという内容で、ワーク・ライフ・バランスを考慮した内容で大変よい改正だと思うんですけども、午前5時からでも勤務できるといった根拠を、前は朝7時からになっているんですけども、それをわざわざ2時間早めた根拠ですね。朝活とか流行っているんで5時からもありなのかなと思うんですけども、職員さんからの希望があつてのことなのか、ちょっと御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

こちらの育児休業等の改正につきましては、人事院のほうに合わせたような形になっております。それと合わせた形で、午前5時というところでちょっと早いかなとは思いますが、そうすることも可能ですよと、5時から勤務することで午前中に帰れるというような形になっております。そこがという改正内容でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

## 日程第16. 議案第18号

○議長（武道 修司君） 日程第16、議案第18号築上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 議案第18号について御質問いたします。

この条例は、もともとあった築上町個人情報保護条例というのが一旦廃止となって、新たに築上町個人情報の保護に関する法律施行条例というのが制定されると、そういうことですよ。それで、ちょっとどうしても何回読んでも意味が分からなかった文章がありまして、第1条の上から3行目辺り、「第30条第1項または第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、または読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。」というところなんです。すいません、何回読んでも意味が、私の理解不足で意味がちょっとよく分からなかったもので、これはどういう意味なのかをちょっと御説明いただきたいのと、もう一つは附則がありますよね。附則で第4条築上町物産館条例と第5条築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例と、これをこの条例の中で改定されていらっしゃるんですが、この附則第4条と第5条というのは町の別の条例になると思うんですけれども、この条例の中で改定をしてしまうんですが、別途の条例なので、別の議案というか、別途の提案で改定するというのではなくてよかったですでしょうか。その点の御説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

まず、2番目のほうの質問からちょっと答えさせていただきたいと思います。第4条のところ築上町物産館条例の一部改正と、第5条のところ公の施設の条例の改正というところでございますけれども、こちらのほうは関連がございますので、1つの条例案で、まとめて別の条例案を変えるという手法というか、そういう手法を取らせてもらっております。

最初のほうの、個人情報の法律の第30条第1項、第31の規定により一部の規定が適用されず、または読み替えて適用される場合を含むというのがございますけれども、こちらのほうが今回の法律改正によりまして、そういう読替規定が設けられているところで、こういう書き方をさせてもらっております。

内容的な説明なんでございますけれども、こちらほう、ちょっと口で説明するのが非常に難しい内容でございますので、改めてまた資料等を準備してから御説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） この築上町個人情報の保護に関する法律施行条例で、その2つの別途条例を改正するという手法を取られる場合、別途、築上町物産館条例を改正したいとか、もう一つの第5条の築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例を改正したいと、この2つを1か所改正したいということが起きた場合、この築上町個人情報の保護に関する法律施行条例も同時に改正しないといけないという形になりますよね。だから今は、この議案1個で3つの条例を改正できていますけれども、第4条、もしくは第5条の一部を改正したい場合は、2つ議案を提出しないといけないということになりますかね。その辺の……。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

この条例は、個人情報保護条例の法律に施行する条例を制定することによって、関連して物産館の条例を改正するというのを中に盛り込んでおるといふ条例でございます。第5条も同じくですね。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。新川町長。

○町長（新川 久三君） 条例の制定をする手法として、まとめてやる場合はこういう手法でもいいという公文例規程もございますし、これに基づいてやっておりますし、個々にやってもそれは悪くはないんですけども、1つの条例を制定しながら、あとの関連分は廃止をしたり変更したりするということが可能だということで御理解を頂きたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですかね。ほかに。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 3ページの一番下の段、ちょっと読み上げますが、よろしいですかね。「個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による」という文章を、私は、従前の例によるということは、今回、自治会とか民生・児童委員の方などから、この個人情報の問題についていろいろ意見が出ています。それで町のほうからは、個人情報が変わると、厳しくなるというふうな説明を受けたという話を聞いております。ただ、この従前の例によるということであれば、私は変わらないと思うんです。

それから、4ページの13行目ぐらいの3番の、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧条例第2条第8号アに——ここんところをずっと書いています——4番に、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施——ずっと書いていますよね——これ、最初の従前の例によるという文章につながって行って、当然のことが書かれていると思うんですよね。

それで今回、町のほうで町民の皆さん方に、何か厳しくなったかのような説明をされているという話を聞いておりますので、そうではないんじゃないかということを質問します。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

今回の法律、条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴いまして改正するものでございます。内容につきましては、個人情報情報の取扱いを各市町村が、ばらばらであったのが統一的な制定をするものでございます。

内容につきましては、従前のおり個人情報情報の保護に関する流出を防ぐための内容でございますので、従前と同じような中身となっております。取扱いについてはなっておりますので、各種団体にそういう説明をしたというところについては、私ちょっと存じ上げておりませんので、回答することはできません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今の点は指摘しておきたいと思います。

次に、このデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、提案理由のところ書いている法律ですね。この法律は、デジタル関連法の6つの法律の中の1つです。このデジタル関連法は、行政が個人情報を集積し、そのデータを企業等に開放して利活用しやすい仕組みにすることを優先し、個人情報保護をないがしろにするものになっています。

例を挙げて質問します。大野城市個人情報情報の保護に関する法律施行条例のパブリックコメントで、市は「都道府県及び政令指定都市以外の機関においては、当面の間、行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入は義務化されていません。先行自治体の動向などを調査した上で必要性を検討したいため、今回導入は見送る考えです」と、先ほど私が言った、データを企業等に開放して利活用しやすい仕組みにすることは行わないというふうに回答しているんですが、当町では、この導入について、今どういうふうに考えておられるか質問します。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

そちらの大野城というところにつきましては、ちょっと私も聞き及んでおりませんので、今日この場では回答することはできません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 大野城について質問したんじゃないんですよ、築上町について質問したんです。これ、3回目ですんで、今答えなかった分も一緒に、次よろしいですか。今答

えなかった分、築上町がどうするか。

それから次、この行政機関等匿名加工情報制度というのは、今現在この築上町にあるのか。次の20号議案なんかにも、この行政機関等匿名加工情報制度という文言が出てくるんですけど、今これがあるのか。

それから、先ほどの答弁を聞いて質問する予定だったんですけど、今後導入していく考えはあるのかということですね。

それから、全国の自治体では、パブリックコメントなどを実施して、町民の方の意見に行政が答えているんですよね。それから、一部の自治体では提案する前の議会で委員会などで検討状況の報告を行い、質疑等を行っている自治体があります。我が町も、議案を頂いたのが20日だったかな、それでも、今これ読んで審議して、先ほど北代議員の質問もよく分からないという質問だったと思うんですよ。検討状況を報告して質疑等を行うなど、それからパブリックコメントも実施しながら、慎重に審議するべきではなかったのかということをお聞きします。それで終わりにします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

こちらの個人情報保護条例の制定につきましては、おっしゃるとおり住民に対するパブリックコメント等は実施しておらず、個人情報保護審査会——町の諮問機関でございますけども——こちらのほうに審議して、二、三回やり取りをしながら、御意見を聞きながら策定をいたしております。

すいません、先ほどの機関につきましても、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後日回答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 総務課長、後日、説明ができる資料を提出するよう、よろしくお祈りします。ほかに。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 表記について、ちょっと3点ほど。私も、今回初めて築上町公文例規程というものを開いてみました。ちゃんとつくっているんだなと思いました。

第2条2項、2行目の括弧書きなんですけど、第3条2項は、次条第2項になるんじゃないかなという点をちょっと指摘したいと思います。

そして、第4条、5条、6条は、公文例規程によると、2行目以降は頭1文字下げるんじゃないかと思っておりますので、それも確認してください。

4、5、6条は規程どおりになっているんですけど——1、2、3、7、8、9条がきちんと1字下がっているんですけど、4、5、6条は下がっていないので、ちょっと確認をお願いします。

あと、4ページの3条5項の「前二項の規定は」漢数字になっているんですけども、これは算用数字じゃないのかなと思うのが、公文例規程7条に、「条や項、章を追記する場合など、次の2条を加える」と漢数字じゃなくて算用数字で書いているので、そこも併せて確認いただければと思います。

先ほどの北代議員の質問に続いてなんですけれども、関連がある手法というか、公文例規程にある手法ということでこういう提案をされたということですが、やはりその根拠を提出を求めたいと思います。併せてお願いします。

私も議員必携で、こういう条例の提案の仕方があるのか見たんですけども、こういうのはなかったんで、規定があるんでしたら、文書で提示をお願いします。

そして、条例改正が入っている場合は、やはり新旧対照表というものをつけてほしいなと思いました。なので、議案として審議する内容でございますので、新旧対照表の提出を求めたいと思います。2つの条例ですね、物産館条例と、公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の新旧対照表というものが、やはり必要になるのではないかと思います。

そして、提案理由ですね。すいません、これは質問です。提案理由なんですけれども、理由には、関係法律の整備に関する法律において個人情報保護に関する法律の改正に伴い、条例を制定する必要があると書いてあるんですが、その改正に伴い、なぜこの条例を制定する必要があるのかというのが書かれていないので、今後は書いてほしいのと、今、本条例制定の必要性を分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

以上、1回目お願いします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

幾つか御質問を頂いておりますので、まず、公文例規程の分につきましては、整合等、今後、気をつけていきたいと思っております。

それと、新旧対照表につきましては、今回につきましては、もう条例を廃止して新たに条例を設定するというものでございますので新旧対照表についてはつくれませんけども、つくるとしましたら、議案資料として対比表のようなものは出すということになるかと思いますけども、そちらについては、また検討させて、委員会までに提示できればと考えております。（発言する者あり）

○議長（武道 修司君） 提案理由。

○総務課長（椎野 満博君） 提案理由につきまして、議案書には簡単に書かせていただきました。

こちらにつきまして、町長等の提案理由の説明等にもあったかと思いますが、デジタル社会を形成するための関係法律の整備に関する法律において個人情報保護に関する法律が改正され

たことに伴いまして、同法の施行に関し、必要な事項を定める必要がございます。

内容につきましては、デジタル社会形成の図るための関係法律の整備に関する法律が、3年の5月19日に公布されたわけですが、施行日が地方においては、令和5年の4月1日に施行されるというところで、今3月議会のほうに提案をさせていただいております。

内容としましては、旧法が国、個人情報保護委員会、地方公共団体がそれぞれのルールに基づいて運用されておりましたけども、新法になりまして、国の法令、ガイドラインに基づきまして全国の共通ルールで運用すること。そして地方公共団体は、法の趣旨・目的に照らして、手続規則、地域特性に応じて、特に必要な場合の独自保護措置など、法で許容された必要最低限のものを条例で制定するというところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） よく分かりました。

それでは、もう一点、最後に聞きたいんですけども、今までは、町の機関の中に財産区というものは入っていなかったんですよ。でも、今回は財産区が加えられているんですけども、それはなぜでしょうか、御回答お願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） 総務課、椎野でございます。

すいません、財産区につきまして、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、これも併せて後日回答させていただきます。すみません。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員、いいですか。宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 最後ですね。第2条に財産区が入っているから、それで質問したんですよ。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 財産区においては、今までは町議会等と関係していなかったですね。だから、私が管理者でございますけれども、別団体でございました。実際、町議会とは。ただし、条例変更とかそういうのは県知事のほうで提案して、今度、財産区の議会制度を廃止するという形になって、町の議会が関与しなければならなくなったというふうな関係から、今回3つの財産区だけ、1つはまだそのまま、従前のおりの財産区でございますけれど、上城井、それから葛城、西角田、この財産区については、当町議会のほうの議決に関わることになりましたんで、今回この条例の中に加えたということでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 町の関連機関になったちゅうことでしょ。新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的に財産区の予算とかいろんな形のを当議会で議決をしなければいけないという状況になったんで、今回この財産区が入ってきたと、このような形に。従前はもう別の団体で、特別地方公共団体ということで、それぞれ独自性を持っておりましてけど、今回からは町議会が関与できるという形になったんで、このような形にさせていただいております。以上です。（「詳しいことは委員会で」と呼ぶ者あり）

○議長（武道 修司君） 町議会が関与できる以前に、町の機関になったということです。その一部の団体が。

ほかに。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） そしたら、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第17. 議案第19号

○議長（武道 修司君） 日程第17、議案第19号築上町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 6点あるんですけども、まず2点、大きな疑問がございます。

これも提案理由なんですけれども、個人情報保護に関する法改正に伴いのみでは内容が分かりにくいので、先ほどのようにもうちょっと詳しく教えてほしいなと思う点と、あと、第2条1号1項に書く個人情報保護に関する法律第105号は4月1日施行なので、まだ施行前だから内容が分かんないんですよね。執行部側には資料があると思うんですけども、私どもは探すのが大変ですので、でしたらこちらも提出を求めたいと思います。

第2条第2項、3項の築上町議会の個人情報の保護に関する条例第45号は、まだ条例は存在していないので審議ができないから、なぜここに書かれているのかということに疑問を感じています。この議案作成時、そしてこの議案が配付されて頂いたときは、まだ築上町議会の個人情報の保護に関する条例第45号は案にもなっていないんですよね。実際、議会事務局から、議会が条例を発議する必要性については説明はあったんですけども、簡単に。だけど、実際に案を見せていただいたのは、3月2日の議案上程後なんです。ですから、執行部による議案上程の段階では、この条例案、今日発議されるであろう条例案を、見てもいなければ協議もできていない状況です。それなのに、執行部提案の議案の中に議会個人情報保護条例の具体的内容の一部が書かれているんですよね。これは、議会事務局が原案を作成して執行部と調整をしたということは

全協で説明があったんですけども、その調整というのはいいんですが、先に議案に載ってしまうというのは、議会の権限と権威をないがしろにする重大な侮辱行為だと感じてしまいます。議会で取り決めるべき条例の内容が議員に知らされていないのに、先に執行部に示されてしまった、そして書かれてしまったということなので。

さらに、提案の内容を、執行部提案の条例では、内容が議会提案の築上町議会個人情報の保護に関する条例という表記が何か所かあって、45条第1項とか、20条第1項アとか、35条1項とか、42条第1項っていうことがもう書いてありまして、まだ決まってもいないことをここに書かれてしまうと、この内容の修正というのはできなくなるんじゃないかと思うんですよ。なぜこのようなことが起こったんでしょうか。議長は了承したんでしょうか。こんなことが起こらないように監督する責任があると思うんですけども、こういうことになってしまった説明を分かる方に求めたいと思います。

○議長（武道 修司君） 今、議長が承認したんかという話があったので、私のほうから、そこだけ話をします。

提案前というか、この議会が始まる前に議会運営委員会があります。議会運営委員会の席上、このような提案をして進めていくと。その結果、後から議会が提案になるけど、議会も初日に提案するのか、中日に提案するのかという協議もして、全協を開いて皆さんに説明した後の提案のほうがいいだろうということもあったんで、順番的にそのような形になった。議会運営委員会時点では、議会の提案があるということを前提として話をしていますんで、あくまでも事務局が勝手にやったということではないということだけ御理解をしておってください。

執行部、答えられますか。新川町長。

○町長（新川 久三君） 関連する議案があれば、どちらが先か、どちらが後かという関係はこれはないんで、同時期に、提案するとなれば、可決されるであろうという状況で、皆さん、今までの議案は全部出しております。実際、予算とそれに関する条例とか、いろいろございますが、そういうものは同時に提案という形で、もしこれが片一方はよくて、悪ければ、次に改正しなければいけないという状況になろうかと思えますけど、基本的には執行部提案は可決されるであろうという状況の下に提案はさせていただいておると、これが議会の提案の本旨ということで御理解を願えればいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

先ほどの町長と議長の答え以外のところで質問があったところにつきまして、御回答させていただきます。

まず、提案の理由でございますけども、こちらの条例につきましても、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴いまして、必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容としましては、従来が個人情報保護制度の在り方を諮問する保護審査会でございますが、今回は個人情報保護運用のルール策定時に、個人情報の定型的な取扱いを諮問できることを追加しております。

あと、法の105号4の1の内容ということでございますので、こちらにつきましても、後日資料を提出させていただきたいと思っております。

以上でよろしかったですかね。また、不足があれば、すみません、よろしくお願いします。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（11番 田村 兼光君） 今日質疑応答ちょうことは分かるけど、あまり小さな微に入り細に入りの質疑は委員会付託をして、委員会でやってもらうようにお願いします。

○議長（武道 修司君） 宗議員、いいかね。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） はい、分かりました。

議運でいいからといっても、私はこれは重大な問題だと思いますので、これだけは申し上げておきたいと思えます。結果は何も変わらないとしても、やはり順序というものは大事だと思います。町長もおっしゃっていただきましたが、本当はこういうのを一括議題として同時に上程するのであれば、私はまだ納得はできた。だけど、議員に知らされていないという状況というのが本当に問題だと思いますので、今後気をつけていただきたいと思いますし、このことは重大なことだと受け止めてください。この件についてはここまでにします。

第4条1項を御覧ください。委員は優れた識見を有する者と書いているんですけども、これは何についての優れた識見なんですか。スポーツとかなんですか、文化なんですか。例えば情報公開条例とかだと、情報公開に関し識見を有する者って書いていますし、個人情報保護審査会だと、個人情報の保護に関し識見を有する者とちゃんと目的があるんですけども、こちらにはない点、何の識見を持つのか回答をお願いします。

それと第4条7項、委員は在任中、政党その他政治的団体の役員となり、または積極的に活動してはならないとあるんですけども、これは憲法に定める参政権の侵害ではないかと思えます。ほかの条例との整合性とかを考えると、ほかの条例でこういう文言があるのは築上町行政不服審査会条例だけなんですよね。だから、政党その他の政治団体となり、または積極的に活動してはならないという条文があるものとなないものがある、その違いについて根拠があるのかをお答えください。

あと1点、表記ですが、これはちょっと修正したほうがいいんじゃないかと思うんですが、第6条2項1号の4行目、「をいう」というのが不自然についているんですよ。第2号と同じよう

に文末は、何とかかんとかの「決定等に関わる個人情報」で終わらないとおかしいと思うんですが、そちらの点についても御見解を問います。お願いします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

第4条の委員のところですけれども、優れた識見を有するということでもございますけれども、こちらにつきましては、法律等に優れているという方を想定しております。

あと、政治的団体等の役員というところで、その違いということでもございますけれども、これもまとめて資料として提出をいたします。

すいません、最後のところがちょっと聞き取れなくて、すいません、もう一度よろしいでしょうか。

○議員（4番 宗 晶子君） 第6条2項1号、4行目の「をいう」です。3ページ目の真ん中辺り、第6条が真ん中にありますよね。

○議長（武道 修司君） 書き方がおかしくないかという……。

○議員（4番 宗 晶子君） そうそう。括弧の後に「をいう」というのがあるんですけど、この「をいう」を削除したほうがいいんじゃないかと。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） こちらにつきましては、2号のところ（1）、ずっときまして最後、括弧の法の前、法の前に係る保有個人情報のことをいうということで、括弧をいうという書き方にさせていただいていると思いますが。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） （2）のほうは、「をいう」がないんですよ。（1）のほうだけ、「をいう」があるから、ちょっと整合性が取れないんで、検討してください、委員会まで結構ですので。よろしくをお願いします。

○議長（武道 修司君） ほかに。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 先ほど、議運での決定ということでは言われたんで、ちょっとここで私も一言、御説明しておきたいんですけども。

一般質問にしても議案資料にしても、ネットに載せる関係上、今早め早めで準備しています。そういう形で、議運開催後に資料を配っていたのを、議運開催前に議案資料を出すようにしております。

で、先ほどの話になるわけなんですけど、そのことを言ったのは議会事務局のほうに連絡があったということで内容は聞いていますが、そういう形で議運前に資料を出すということで、決定日

にちがあっても、全てが案ですと、予定ですと、変更もありますということは過去にお話ししております。ですから、その話を聞いて僕はもう理解できて、恐らく局長も議会初日の当日に全協を開きますということの説明されたと思うので御理解はされたのかなと思ったけど、ここで今そういう話になりましたので。先日開催して、全員協議会でこの辺で話も出ました。それから、今日提案するというので、私、ここ持っていますけども、これ、議運の委員長の立場で提案するという形になってはいますが、そこで何もなかったんで、もう御理解できたものと思っていました。でも、ここでこうやって言われるんだったら、その辺は、個々の理解で言われるんで、その点じゃなくて、もっと違う面で話をしてもらえればと思っていました。

ですから、議運が全ての決定権者ではなりませんけど、けど議運で決定したことで局長に依頼する。うちは私と田原副委員長が、厚文は田村議員と池亀議員が議運のメンバーです。まず、自分の委員長、または副委員長、もしくは私でも結構なんですけど、お尋ねをされてくればと思っておりました。ですから、一言申し添えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

ここで一旦、議運の委員長と協議をしたいので、暫時休憩をいたします。

午後0時00分休憩

.....

午後0時02分再開

○議長（武道 修司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まだ、かなりの議案がありますが、今協議をした結果、そのままもう続けていこうということになりましたんで、そのままいきたいと思いますが、いけるところまでちょっといって、途中でまた休憩は入れたいというふうに思いますので、このまま会議を進めていきたいというふうに思います。

.....

#### **日程第18. 議案第20号**

○議長（武道 修司君） 日程第18、議案第20号築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 冒頭の「築上町情報公開条例を次のように改正する」の文頭と次

の行は1文字下げのべきだと思います。

18条ですね、3ページが一番下の3行下がっているんですよね、これは下がり過ぎなんじゃないかと思います。4ページにも、またずずっと下がっていますね、3マスほど。これも美しくないというか不快なので指摘させていただきます。

この改正案も、改正の提案理由をしっかりと明記してほしいものなんですけれども、先ほどと同じような感じなんだろうから、一応簡単には説明をお願いしたいと思います。

4ページの2、今下がっていると指摘したところなんですけど、前項の審査事項については、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しないって書いているんですけれども、これ全部適用というか、行政不服審査法は本文とただし書というものがあまして、適用しないのは本文だけなのではないかと思うんですよ。ただし書以下の規定は審理員による手続が不要な場合を定めているので、条例で定めた内容を全部、本文もただし書も適用しないになると、自ら決定したことを否定することになると思うんですよね。

それで、県の同じ条例のほうを確認しましたら、県のほうは本文のみを適用しないって、県条例は行政不服審査法第9条1項の本文の規定は適用しないって書いているんですよ。なので、「本文は」というのを入れたほうがいいんじゃないかと思うんですが、これもすぐ答えられないと思うので、ちょっと確認の上、委員会でも御回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

御質問の、まず提案理由でございますけれども、こちらのほうも、デジタル社会の形成を図るための関係法律の改正がなされたことにつきまして、法律の関係の整備に条例を改正するものでございます。

内容としましては、個人情報保護法と情報公開条例において規定されている不開示情報の整合性を図るということと、行政不服審査法に規定されている審理員の指名について、手続の迅速化を行うために適用除外とするというところでございます。

御指摘の4ページ、2の適用の分につきましては、本文のみという解釈でありますので、検討の上、また御回答したいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

先ほど続けると言いましたが、あと残りの議案数が10以上ありますので、このまま続けていくとお昼を取ることが困難になりますので、ここで一旦お昼の休憩時間といたします。休憩時間がちょっと短くなりますが、再開は午後1時からといたします。

そしたら、ここで一旦休憩といたします。

午後0時07分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の続きです。

### 日程第19. 議案第21号

○議長（武道 修司君） 日程第19、議案第21号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 表記についてなんですけど、これで今日の質疑で表記の件は最後なので、言わせてください。

表題なんです。「築上町行政手続における云々」で3行ある表題なんですけど、公文例規程では頭が3文字、後ろは4文字空けるとなっているんですよ。だけど、これは6文字ぐらい空いて、もしかしたら見やすいからと思ってこういうふうに行改行して下さったのかもしれないんですけど、公文規程では左3マス、右3マスと規定されているので、確認して条例のほうできちんと書いてほしいなと思います。

ついでに申し上げて申し訳ないんですけども、前議会で指摘させていただきました文書管理規程16条の1項1号に「当用漢字または平易な口語文を使用すること」と書いてあるんですけど、当用漢字のところを直してはということで、今は常用漢字を使っていますし、たまたま議員必携でも見たんですけど、漢字は常用漢字を用いることと明記されていたので、課長、お忙しいとは思いますが、やっぱり規程の変更をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。ということで、質問しなくちゃいけないので、いかがでしょうか。早く変更してくださいませんか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

公文例規程につきまして、前議会でもちょっと答弁しました。まだ改正がちょっと間に合っ

ございません。申し訳ございません。早急に検討したいと思えます。

以上です。

○議長（武道 修司君） よろしいですか。

○議員（4番 宗 晶子君） はい。ありがとうございます。

○議長（武道 修司君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ないですね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

#### **日程第20. 議案第22号**

○議長（武道 修司君） 日程第20、議案第22号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### **日程第21. 議案第23号**

○議長（武道 修司君） 日程第21、議案第23号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

#### **日程第22. 議案第24号**

○議長（武道 修司君） 日程第22、議案第24号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

**日程第23. 議案第25号**

○議長（武道 修司君） 日程第23、議案第25号築上町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

**日程第24. 議案第26号**

○議長（武道 修司君） 日程第24、議案第26号築上町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

**日程第25. 議案第27号**

○議長（武道 修司君） 日程第25、議案第27号築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

**日程第26. 議案第28号**

○議長（武道 修司君） 日程第26、議案第28号築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

**日程第27. 議案第29号**

○議長（武道 修司君） 日程第27、議案第29号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

**日程第28. 議案第30号**

○議長（武道 修司君） 日程第28、議案第30号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

**日程第29. 議案第31号**

○議長（武道 修司君） 日程第29、議案第31号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

**日程第30. 議案第32号**

**日程第31. 議案第33号**

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第30、議案第32号築上町教育委員会教育長の任命について及び日程第31、議案第33号築上町公平委員会委員の選任についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号及び議案第33号までを委員会付託を省略し、本日採決することに決定をいたしました。

日程第30、議案第32号築上町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

教育長、すみません。教育長の関連なので、一旦ちょっと退席をお願いいたします。

〔教育長 久保ひろみ君 退席〕

○議長（武道 修司君） すみません。ちょっと読んだか読んでいないか忘れたので、もう一回言います。

日程第30、議案第32号築上町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町教育委員会教育長に、久保ひろみ氏を任命することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。投票が終わるまで議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は12名です。1番、江本守議員については、事務局が補佐を行います。

議場内2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができるようになるので、よろしく願いをいたします。今から採決モードに切り替えますので、しばらくお待ちください。

投票は無記名投票とします。任命に同意の方は賛成のボタンを、不同意の方は反対のボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

それでは、投票受付中になりましたので、ただいまより投票を始めてください。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 皆さん、押されましたかね。

ちょっとすみません、先ほど私が言い間違えた点がありますので、修正をさせていただきます。

「議会の意見を求める」というふうに言いましたが、「議会の同意を求める」人事案件ということで訂正をさせていただきます。

それでは、これで投票を締め切ります。

投票結果です。投票総数11票、賛成9票、反対2票、白票0票。したがって、議案第32号の築上町教育委員会教育長に久保ひろみ氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

久保教育長に中に入るように。

[教育長 久保ひろみ君 着席]

○議長（武道 修司君） 日程第31、議案第33号築上町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、築上町公平委員会委員に、浦田靖氏を選任することについて、議会の同意を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は12名です。

議場内2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができるようになりますので、よろしくお願いをいたします。しばらくお待ちください。

投票は無記名投票とします。選任に同意の方は賛成のボタンを、不同意の方は反対のボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、投票を始めてください。

[電子表決]

○議長（武道 修司君） 一応、皆さん、確認をしてください。

それでは、これで投票を締め切ります。

[議場開鎖]

○議長（武道 修司君） 投票結果です。投票総数11票、賛成11票、反対0票、白票0票。したがって、議案第33号の築上町公平委員会委員に浦田靖氏を選任することについては、同意することに決定をいたしました。

---

### 日程第32. 議案第34号

○議長（武道 修司君） 日程第32、議案第34号町道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

---

### 日程第33. 議案第35号

○議長（武道 修司君） 日程第33、議案第35号権利の放棄についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 議案第35号権利の放棄について、質問をさせていただきます。

全員協議会で担当課のほうから説明が大体ありました。ちょっと今後心配されるのが、この権

利放棄について、またこういうものが増えてくる可能性があるということが一つ懸念されますので、これに対しての課の取組というものも大事になってくるのではないかなと思います。

いずれにしても、国から4分の2か、県から4分の1で、町が4分の1を負担して、これを精算していくということの説明だったと思うんですが、今後どういう形でこの住宅新築資金貸付事業に対して、課として取り組んでいくのかの説明をお願いします。

○議長（武道 修司君） 樽本人権課長。

○人権課長（樽本 知也君） 人権課、樽本でございます。

議員の質問がございました事項でございますが、今後の対象事案の補助金を受けた場合は、今回のようにまとめて一括等ではなくて、決算を受けてその後に、その都度に放棄の手続を今回と同じような形で行っていきたいと思います。

また、今後の回収についてなんですけれども、確かにおっしゃるとおり、貸付金の回収が年々困難となっている状況でございますが、引き続き抵当権の実行等の法的措置も含めて、また債権の回収が見込める債権者の方に対しましては、それぞれの生活実態に応じた分割納入等の納付相談を行って回収に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） よろしいですか。ほかにございませんか。（発言する者あり）委員会じゃなくて本会議で。（「はい」と呼ぶ者あり）宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。今、課長のほうから説明頂きまして、今回はまとめてということだったんですが、やっぱり私もまとめてということにちょっと疑問を感じておりまして、次からは一個一個、別々に債権の放棄の議案になさるんでしょうけれども、今回58件まとめてという形で提案される理由を——例えば、助成金、補助金をもらっていますよね、国交省が認めた場合に。国交省、国、県から助成金をもらっていますよね。認定しているから、その58件まとめての議案なのか。

私は普通に考えて、契約相手は別々なので、やっぱり58件の相手の方がどういう状況なのか、なぜお金を返すことができないのかというのを審議しなくちゃいけないんじゃないかと思うんですけれども、今回はそれができないんですが、なぜまとめて58件の提案になっているのか、御説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 樽本人権課長。

○人権課長（樽本 知也君） 人権課、樽本でございます。

今回まとめての一括の提案ということでございますが、やはり本来でありましたら年度年度に行っていくべきだったのではなかろうかと、私自身は考えております。

ただし、今回、私が赴任しまして令和3年度に初めて、その前が令和元年度にございましたが、

令和3年度に申請を行いました。そして、令和4年の5月に初めて、私が赴任してからなんですけれども、この補助金を受けることができましたので、令和3年度分だけを行うということになりますと、前の部分はどうなっているのかということもございましたので、今回は、以前はずっと行っておりませんでしたので、その部分を含めて提案をさせていただいております。

ただし、先ほど説明したとおり、次年度以降はその都度、議員の皆様に提案を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員、これは常任委員会でいいですか。

○議員（4番 宗 晶子君） はい、もちろんです。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第34. 議案第36号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第34、議案第36号築上町教育委員会委員の任命についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号を委員会付託を省略し、本日採決することに決定をいたしました。

日程第34、議案第36号築上町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町教育委員会委員に、鱒淵尚徳氏を任命することについて、議会の同意を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。投票が終わるまで議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は12名です。1番、江本守議員については、事務局が補佐をいたします。

議場内2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができるようになります。採決モードに切り替えるため、しばらくお待ちください。

投票は無記名投票とします。任命に同意の方は賛成のボタンを、不同意の方は反対のボタンを

押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは始めてください。

〔電子表決〕

○議長（**武道 修司君**） 再度確認をしてください。1人でできていないみたいです。押し間違いがないか、各自確認をお願いいたします。

それでは、これで投票を締め切ります。

〔議場開鎖〕

○議長（**武道 修司君**） 投票結果です。投票総数11票、賛成9票、反対1票、白票1票。したがって、議案第36号の築上町教育委員会委員に鱒淵尚徳氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

システムを戻します。しばらくお待ちください。

---

#### 日程第35. 議案第37号

#### 日程第36. 議案第38号

○議長（**武道 修司君**） ここで追加提案です。

お諮りします。日程第35、議案第37号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について及び日程第36、議案第38号基本協定の締結に係る議決内容の一部変更についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第37号及び議案第38号については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第35、議案第37号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） **議案第37号**工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について、令和4年9月20日付、議案第77号をもって議決された町営峯原第1団地外壁等改修工事（1種棟・集会所外）の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

令和5年3月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第37号は工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更でございます。

本契約は、令和4年8月30日に条件付一般競争入札を行った結果、大浜建設工業株式会社が消費税込みで5,903万7,000円で落札し、令和4年9月5日に仮契約が締結し、令和4年9月20日の定例会において議決がされておるところでございます。

今回の主な変更点につきましては、施工前、劣化状況を確認を1回した結果、劣化箇所の増加が認められ、外壁改修箇所の数量変更に伴う増額を行うものでございます。このため、5,903万7,000円を消費税込みでございますけど、これを146万3,000円増額いたしまして、6,050万円に改めるものでございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ないですね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第37号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第37号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第36、**議案第38号**基本協定の締結に係る議決内容の一部変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 議案第38号基本協定の締結に係る議決内容の一部変更について、令和3年6月7日付、議案第44号をもって議決された町道下別府船迫線の立体交差工事施工に係る基本協定の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

令和5年3月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第38号は基本協定の締結に係る議決内容の一部変更でございます。

本案は、町道下別府船迫線道路改良工事において、本道路とJR日豊本線の交差する箇所の立体交差工事を施工するに当たり、九州旅客鉄道株式会社に建設工事の委託を行い、

令和3年6月2日に1億8,614万1,000円で仮契約を締結、令和3年6月7日の定例会において議決を頂いたものでございます。

今回の主な変更点につきましては、電力設備支障移転復旧の落札残に伴う減額、それから既設橋梁桁撤去工の工法変更に伴う増額、基礎工及び下部工の列車見張員の数量変更に伴う減額、上部工の桁運搬及び高欄等の夜間作業に伴う増額を行うものでございます。

このため、協定額を、1億8,614万1,000円に1,797万8,000円を増額いたしまして、2億411万9,000円に改めるものでございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ないですね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第38号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第38号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

### **日程第37. 発議第7号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第37、発議第7号築上町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 発議第7号築上町議会の個人情報保護に関する条例の制定について。標記の条例案を別紙のとおり地方自治法第112条及び築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年3月6日、提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員工藤久司、築上町議会議員長武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） それでは、提案理由の説明を塩田議員、よろしく申し上げます。塩田議

員。

○議員（14番 塩田 文男君） 発議第7号築上町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から新個人情報保護法の規定が全国共通ルールとして適用されます。

しかし、地方公共団体の議会は、国会や裁判所と同様に自律的な対応の下、個人情報の保護が図られることが望ましいとされ、新個人情報保護法が定める規定の適用対象外とされていることから、議会における個人情報の取扱いについて、執行機関と差異が生じることのないようにするため、本町議会において、個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

以上です。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 今回の条例には刑事罰がついていますので、検察庁との協議が必要になると思います。この件については3月2日、全協の時点で局長からは「した」という説明はあったんですけども、その中身が分からないので説明を求めたいのと、もし協議記録等あるようでしたら、そちらを議員に配付をお願いしたいと思います。

そして、第2条6項に個人情報ファイルの定義が示されているんですけども、その具体的な内容をお示してください。

そして、第3条なんですけれども、議会は、その保有する個人情報を適切な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずると書いているので、その必要な措置とは何かを御説明を頂きたいと思います。

議長は、その個人情報ファイル、第17条に書いているんですけども、ファイルに書いてある事項を記載した帳簿を作って公表しなければならないと書いているんですが、公表はどのような手段でされるのか、お示してください。

以上、お願いします。

あと意見なんですけれども、やはりパブリックコメントをする時間が欲しかったなという思いは、この場で申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員、回答を。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） ただいま質問ありました条例審査の検察庁の協議内容、それから第2条の個人情報ファイル、それから第3条の必要な措置を講ずるという、次、第17条、交渉しなければならない個人情報については、先ほども言いましたように、執行機関と差異が生じることがないようにするためということですので、その辺については今議会、採決前に文書で提出したいと思います。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） よろしいですか。

○議員（**4番 宗 晶子君**） はい、分かりました。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第7号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

これで議案質疑及び委員会付託を終了いたします。

---

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、3月7日火曜日の正午までに、事務局に所定の様式で申出をしてください。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時37分**散会**

---